

7 2	中央卸売市場	豊洲新市場の整備
事業概要	<p>築地市場は、昭和 10 年に開設以来 70 年が経過し、施設の老朽化、敷地の過密化が著しく、市場の営業活動に支障が生じてきたため、平成 3 年に現在地での再整備に着手したが、その後の経済状況や市場流通環境が大きく変化したことから、当初計画どおりに工事を進めることが困難となった。</p> <p>そこで、豊洲地区への移転による抜本的な整備へと方向転換することにより、情報化、物流の効率化、衛生・環境対策の強化を実現し、21 世紀の生鮮食料品流通の中核を担う市場へ再生させる。</p>	

これまでの経過

平成 8年 11月	第6次東京都卸売市場整備計画策定（計画の見直しを決定）
9年 10月	都と市場業界間で、新たな基本計画策定に向け協議開始
11年 7月	様々な現在地整備案を検討するも、どの案も合意が得られず、移転も視野に入れ検討
11年 11月	築地市場再整備推進協議会における意見集約「現在地再整備は極めて困難であり、移転整備へと方向転換すべき」
13年 4月	東京都卸売市場審議会答申「早急に豊洲地区を候補地として移転整備に向けた検討を進めるべきである」
13年 7月	豊洲地区の最大地権者である東京ガスと、築地市場の移転を織り込んだ豊洲地区のまちづくりを、協力して進めることで基本合意成立
13年 9月	江東区と協議開始
13年 9月	新市場基本コンセプト懇談会開催（平成14年3月まで）
13年 12月	築地市場の豊洲移転を都として正式に決定（第7次東京都卸売市場整備計画策定公表）
14年 5月	第一回「新市場建設協議会」を開催
14年 6月	第一回「新市場建設基本問題検討会」を開催
14年 9月	築地市場の豊洲移転を織り込んだ「豊洲・晴海開発整備計画 - 再改定（豊洲）案 - 」発表
15年 5月	「新市場基本構想」を公表
15年 7月	第一回「新市場基本計画懇談会」を開催
16年 7月	「新市場基本計画」を公表
16年 8月	第一回「新市場実施計画懇談会」を開催
16年 9月	新市場建設計画に係る「環境配慮書」提出
16年 10月	江東区及び江東区議会が新市場の受入れを表明
17年 4月	東京都卸売市場整備基本方針（答申）において「築地市場を豊洲地区に移転する」及び「平成24年度開場を目途に整備する」を明記
17年 9月	「豊洲新市場実施計画のまとめ」を策定
17年 10月	第一回「新市場建設懇談会」を開催
17年 11月	東京都卸売市場整備計画（第8次）において、「築地市場を豊洲地区に移転する」及び「平成24年度開場を目途に整備する」を明記
18年 2月	中央区の「築地市場移転に断固反対する会」が発展的解消、新組織「新しい築地をつくる会」が発足
18年 10月	「豊洲新市場基本設計相当」を業界団体との間で取りまとめる
18年 12月	PFIに関する「実施方針」・「業務要求水準書案」の公表
19年 4月	「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」設置
19年 8月	専門家会議で決定した「地下水・土壌の追加調査」実施
20年 2月	専門家会議で決定した「土壌・地下水の詳細調査」開始

	<p>20年7月 「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議報告書」公表</p> <p>20年8月 「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」設置</p> <p>21年1月 環境確保条例第117条に基づく調査を開始</p> <p>21年2月 「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議報告書」公表及び「豊洲新市場整備方針」を決定</p> <p>21年9月 環境確保条例第117条に基づく調査等の結果を公表</p> <p>22年1月 汚染物質処理に関する実験を開始</p> <p>22年2月 整備手法の見直し（PFI方式から直営方式）</p> <p>22年3月 汚染物質処理に関する実験の中間報告書を公表</p> <p>22年7月 汚染物質処理に関する実験の報告書を公表</p> <p>22年8月 「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議報告書（その2）」公表</p> <p>22年12月 土壌汚染対策工事の詳細設計の契約を締結</p> <p>23年3月 豊洲新市場建設工事基本設計の契約を設計プロポーザル方式により締結</p> <p>23年3月 豊洲新市場予定地における土壌汚染対策費用の負担及び東京ガス所有地の取得について、東京ガスと合意</p>	
現在の進行状況	<p>23年4月 全ての豊洲新市場建設用地の取得を完了した。</p> <p>23年5月 東京都卸売市場審議会により答申された東京都卸売市場整備基本方針において「豊洲新市場を平成26年度開場を目的に整備する」ことが明記。</p> <p>23年7月 東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として環境影響評価書を提出。</p> <p>23年8月 都市計画法に基づき、都市計画市場として位置等が決定、告示された。</p> <p>23年8月 東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書が告示、縦覧された。</p> <p>23年8月 土壌汚染対策工事について、一般競争入札で契約を締結した。</p>	
今後の見通し	<p>・土壌汚染対策工事、市場施設の建設を計画的に実施し、平成26年度中の開場を目指し、事業を進めていく。</p>	
問い合わせ先	中央卸売市場 新市場整備部 管理課	電話 03-3547-7031